

報告第 1 1 号

消防団の取扱いの調整内容について

消防団の取扱いの調整内容について、次のとおり報告する。

平成 1 6 年 6 月 2 4 日

伊勢地区合併協議会
会長 加藤光徳

1	任期及び定年
2	任用
3	公務災害の補償
4	消防団員退職報償金等報償費
5	消防団員の健康診断
6	手帳
7	被服等の貸与
8	公印
9	団旗
10	車両の管理
11	非常備消防施設の管理
12	消防団及び団員の表彰

平成 1 6 年 6 月 2 4 日 承認

伊勢地区合併協議会 協議事項調整内容表

協議項目	22 消防団の取扱い			担当部会名	消防部会
調整の内容	具体的な調整内容に記載				承認日
					平成 年 月 日
4 市 町 村 の 現 状					具体的な調整内容
伊勢市	二見町	小俣町	御園村		
1. 任期及び定年	(任期) 規定なし (定年) 60歳(定年に達した日以降の最初の3月31日をもって退職) ただし団長、副団長に関してはこの限りではない	(任期) 団長・副団長・分団長 各2年(再任を妨げない) (定年) 規定なし	(任期) 団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長 各4年(再任を妨げない) (定年) 規定なし	(任期) 規定なし (定年) 45歳未満 ただし、団長、副団長に必要なときはこの限りでない	伊勢市の例により調整する。
2. 任用	所管区域内に居住していること。 年齢は、満18歳以上であること。 志操堅固、身体強健であって団員に適する者であること。 団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長は消防団より推薦された者であること。	町内に居住し、年齢満18歳以上であること。 志操堅固、身体強健であること。	小俣町の区域内に居住し、又は勤務する者。 年齢18歳以上の者。 志操堅固で、かつ、身体強健な者。	本村に居住する年齢満18歳以上45歳未満であること。ただし、団長、副団長等にして特に必要があるときはこの限りでない 団長の場合は志操堅固、身体強健であって、団長たるに足るものとして消防団より推薦された者であること。	伊勢市の例により調整する。
3. 公務災害の補償	公務により、また、消防法、水防法等の定めにより消防作業、救急業務及び水防業務に従事した者で損害を受けた者に対して、その損害を補償する。	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ	現行のとおりとする。
4. 消防団員退職報償金等報償費	[退職報償金] 5年以上在職して、退職した消防団員に対して支払われる。 [消防団員家族報償金] 12月1日現在、在職6ヶ月以上の消防団員の家族に対して、その苦勞に報いるため6,000円を支給する。 [表彰徽章] 出初式において、消防団員表彰に徽章を授与する。	[退職報償金] 5年以上在職して、退職した消防団員に対して支払われる。 [表彰徽章] 出初式において、消防団員表彰に徽章(町長賞詞)を授与する。	[退職報償金] 5年以上在職して、退職した消防団員に対して支払われる。	[退職報償金] 5年以上在職して、退職した消防団員に対して支払われる。 [退団者感謝状および退団記念品の贈呈] 退団者全員に翌年度の村消防団表彰式において感謝状と記念品を授与。 [村長表彰] 入団後、3年を経過した団員に、村消防団表彰式で表彰状を授与。	伊勢市の例により調整する。

4市町村の現状				具体的な調整内容
伊勢市	二見町	小俣町	御園村	
5. 消防団員の健康診断 消防団員の健康管理を目的に希望する者について、健康診断を実施している。 (検査種目) ・血液 ・心電図 ・尿 ・胸部X線 ・糖 ・生化学(肝機能、脂質) (検査費用) 13,000円/人	該当なし	該当なし	該当なし	廃止の方向で調整する。
6. 手帳 消防団員全員に貸与。	分団長のみ配付	該当なし	該当なし	廃止の方向で調整する。
7. 被服等の貸与 (男子消防団員) ・帽 ・略帽 ・甲種衣 ・ズボン ・盛夏上衣 ・盛夏ズボン ・階級章 ・作業服 ・雨衣 ・防火帽 ・防火衣 ・保安帽 ・靴 ・バンド (女子消防団員) ・帽 ・略帽 ・甲種衣 ・スカート ・盛夏上衣 ・盛夏ズボン ・作業服 ・ブラウス ・リボン ・靴 ・作業服 ・略帽(アポロキャップ) ・夏服(Tシャツ) ・雨衣 ・長靴 ・半長靴 ・バンド ・法被 ・防火衣 ・ネクタイ ・防火帽 ・保安帽 ・階級章 ・防寒衣 ・外套 ・制服 ・法被 ・略服 ・盛夏服 ・制帽 ・略帽(盛夏服用、略服用各1個) ・尾錠靴 ・雨衣 ・バンド ・ネクタイ ・手袋 貸与期間は5年 なお服制については消防庁が定める準則による。	・作業服 ・略帽(アポロキャップ) ・夏服(Tシャツ) ・雨衣 ・長靴 ・半長靴 ・バンド ・法被 ・防火衣 ・ネクタイ ・防火帽 ・保安帽 ・階級章 ・防寒衣	・外套 ・制服 ・法被 ・略服 ・盛夏服 ・制帽 ・略帽(盛夏服用、略服用各1個) ・尾錠靴 ・雨衣 ・バンド ・ネクタイ ・手袋 貸与期間は5年 なお服制については消防庁が定める準則による。	・防寒衣 ・略帽(アポロキャップ) ・作業服(上下) ・盛夏服(上下) ・半長靴 ・ゴム長靴 ・法被 ・保安帽 ・雨衣 ・バンド ・ネクタイ	貸与と被服については、合併後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 なお貸与期間の定めについては廃止し、事情に応じて再貸与することとする。
8. 公印 伊勢市消防団規則第13条の2にて規定 ・団長印 ・団印	規則等に定める規定はなし ・団長印	二見町と同じ	規則等に定める規定はなし ・団長印 ・団印	伊勢市の消防団規則に準じて調整する。
9. 団旗 伊勢市消防団規則第40条にて規定 ・消防団旗 ・方面隊旗 ・分団旗 ・提灯	規則等に定める規定はなし ・消防団旗	二見町と同じ	二見町と同じ	伊勢市の消防団規則に準じて調整する。

4 市 町 村 の 現 状				具体的な調整内容
伊勢市	二見町	小俣町	御園村	
10. 車両の管理 消防団車両の管理を行う。 ・小型動力ポンプ付積載車 25台 ・小型動力ポンプ付軽四積載車 6台 ・広報車 1台 ・小型動力ポンプ 31台	・小型動力ポンプ付積載車 6台 ・小型動力ポンプ付軽四積載車 3台 ・水槽付消防ポンプ車 1台 ・本部用軽自動車 1台	・消防ポンプ自動車 4台	・消防ポンプ自動車 1台 ・小型動力ポンプ付積載車 2台	現行のとおりとする。
11. 非常備消防施設の管理 消防団車庫、自主防災隊車庫の維持管理を行う。 ・電気使用料(32棟) ・水道使用料(16棟) ・下水道使用料(1棟) ・し尿汲み取り料(12棟) ・火災保険料(25棟)	消防団車庫9棟の維持管理を行う。なお維持管理に係る経費は各自治区が負担している。	消防団車庫4棟の維持管理を行う。 ・電気使用料(3棟) ・水道使用料(3棟) ・火災保険料(4棟)	消防団車庫3棟及び防災倉庫2棟の管理を行う。 ・電気使用料・・・消防団車庫(2棟) 防災倉庫(1棟) 防災無線パンザマスト(13本)	伊勢市の例により調整する。
12. 消防団及び団員の表彰 市長表彰 ・功績表彰 消防団又は消防分団 ・優良表彰 消防団又は消防分団 ・功績表彰 団員 ・優良表彰 団員 勤続5年以上 ・永年勤続表彰 団員 勤続15年以上 消防長表彰 ・善行表彰 団員 勤続3年以上 消防団長表彰 ・勲励表彰 団員	町長表彰 ・勤続表彰 団員 勤続15年以上	町長表彰 ・功労表彰 消防団 ・功労表彰 団員 勤続20年以上 団長表彰 ・功労表彰 団員	村長表彰 入団後、3年を経過した団員	消防団・消防分団の表彰は、伊勢市の例により調整する。消防団員の表彰については、勤続7年以上の優良表彰(消防団長表彰)、勤続10年以上の永年勤続表彰(市長表彰)、功績表彰(市長表彰)とする。